

いじめ対策等総合推進事業

※【関連施策】は含まない

平成27年度予算額(案):49億円(平成26年度:48億円)

教育再生実行会議(第一次、第五次提言)や「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応、また子供の貧困対策に関する大綱を踏まえ、貧困を背景とした生徒指導上の課題への対応を進めるため、「いじめ対策等総合推進事業」を拡充し、地方公共団体等におけるいじめ問題等への対応を支援する。

■早期発見・早期対応 (外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等)

【学校の取組に対する支援】

①スクールカウンセラーの配置拡充

- ・全公立中学校に対するスクールカウンセラーの配置に加え、生徒指導上、大きな課題を抱える公立中学校等においてスクールカウンセラーによる週5日相談体制を実施(200校)
- ・公立小学校の従来の配置に加え、小中連携型配置の拡充による公立小・中学校の相談体制の連携促進(200校→300校)
- ・貧困対策のための重点加配(600校)【新規】



②スクールソーシャルワーカーの配置拡充

- ・スクールソーシャルワーカー配置の増(1,466人→2,247人)
福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよう今後段階的に配置を拡充(小中学校のための配置(2,200人)、高等学校のための配置及び質向上のためのスーパーバイザー(47人))
- ・貧困対策のための重点加配(600人)【新規】

③24時間いじめ相談ダイヤル

※前年度限りの経費(生徒指導推進協力員・学校相談員の配置)



【自治体の取組に対する支援】

幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進

- ・第三者的立場から調整・解決する取組(134地域)、外部専門家を活用して学校を支援する取組(134地域)、学校ネットパトロール等(10地域)への支援

■未然防止 (道徳教育等の推進、体験活動の推進) 【関連施策】

①道徳教育の抜本的改善・充実

- ・「私たちの道徳」をはじめとする道徳の教材の充実、効果的な指導方法の開発と普及、家庭・地域との連携強化などを実施

②健全育成のための体験活動の推進

- ・児童生徒の社会性を育む農山漁村等での体験活動の推進



■いじめ対策等生徒指導推進事業

いじめ問題をはじめ、暴力行為、不登校等の様々な課題を抱える子供への支援について、地方公共団体、NPO、民間教育事業者等に先進的調査研究を委託(22箇所)

【調査研究課題】①いじめ問題、暴力行為への対応方法、②不登校児童生徒に対する支援の在り方、③子供の貧困等を背景とした生徒指導上の諸課題、④脳科学・精神医学・心理学等と学校教育の連携の在り方

■教員研修及び教職員の体制整備 【関連施策】

①教職員定数の改善

- ・授業革新やチーム学校など教職員指導体制の充実を図るため教職員定数を改善。その中で、いじめ等の問題行動への対応として50人の定数改善を計上。

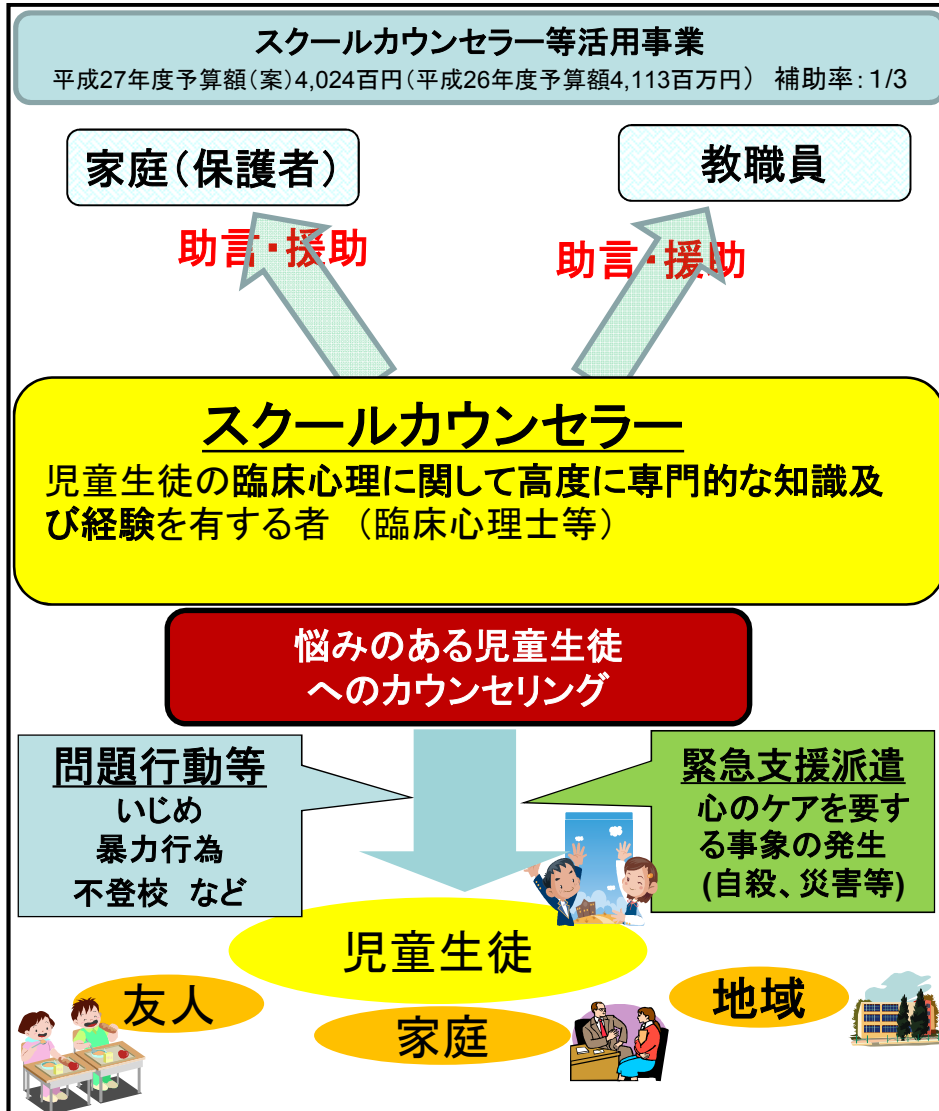
②教員研修の充実

- ・教員研修センターにおいて「いじめ問題に関する指導者養成研修」の実施



学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、
スクールカウンセラーや**スクールソーシャルワーカー**など、**教員とは異なる専門性や経験を有する専門的なスタッフ**を学校に配置し、**教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。**



いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業

平成27年度予算額(案):180百万円 (平成26年度予算額:180百万円) 補助率:1/3

●幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進

補助事業者:都道府県・市町村(首長部局・教育委員会)(各134地域)

補助事業者:都道府県・指定都市
(首長部局・教育委員会)(10地域)

第三者的立場から 調整・解決する取組

外部専門家を活用した 学校支援の取組

学校ネットパトロールの 取組

保護者・児童生徒



相談

調整

解決

相談員
(調査員)

第三者的立場の
専門家チーム

調整

解決

教育委員会

学校

等

- ◆ 条例により設置する場合、自治体内の関係機関に対し、「調査」「是正の勧告」などの権限を持たせることも可能

学校・教育委員会

- 児童生徒の生命・身体の安全をおびやかす緊急事態の発生
- 起こってしまった危機への事後対応(保護者や報道関係者への説明等)
- いじめの問題等が深刻化し、学校等だけでは抱えきれない事態

学校等の的確な対応のための支援

いじめ問題等
解決支援チーム

(イメージ)

- ◆ 精神科医等による二次被害拡大防止のための緊急支援
- ◆ 弁護士等による法曹的見地からの助言



都道府県・指定都市

ネットパトロール監視員

ネット監視

悪質・有害情報
発見

対応



- 市町村教育委員会・学校への情報提供
- 警察への通報
- 人権擁護担当部局等関係機関への情報提供・連携

- ◆ ネット監視業務を民間事業者に委託することも可能

いじめ対策等生徒指導推進事業

平成27年度予算額(案)83百万円
(平成26年度予算額54百万円)

「いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及する」(いじめ防止対策推進法第20条)

・本事業は、いじめ問題への対応に重点を置いた調査研究であり、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめに対する事後支援等児童生徒の自立支援、の観点から、具体的な調査研究の内容を明確にした上で、地方公共団体や民間団体に対して、先進的な取組を委託し、その成果を普及するものである。

いじめをはじめとした生徒指導上のさまざまな課題



不登校

いじめ

高校中退

暴力行為

児童虐待



①未然予防 ②早期発見・早期対応 ③事後支援等

- ・いじめ問題、暴力行為への対応方法
- ・不登校児童生徒に対する支援の在り方
- ・子供の貧困等を背景とした生徒指導上の諸課題
- ・脳科学・精神医学・心理学等と学校教育の連携の在り方



地方公共団体・NPO等における取組・対応策の先進的調査研究(プログラム開発・マニュアル作成等)



検証・改善

実践・検証を踏まえ、取組・対応策を改善し、モデルとなる対応マニュアルやプログラム等を全国に普及を図るなどの取組を行うとともに、成果を今後の施策に生かす。



事 務 連 絡
平成 2 7 年 2 月 2 6 日

各都道府県・政令指定都市
教育委員会 予算事務主管課 御中
私立学校主管課
公立大学主管課

文 部 科 学 省
大臣官房会計課地方財政室
初等中等教育局財務課教育財政室

平成 2 7 年度文教関係地方財政措置予定（主要事項）及び
文教関係東日本大震災関連の財政措置の状況について

日頃から文部科学行財政にご尽力いただき感謝申し上げます。

標記のことについては、去る平成 2 7 年 1 月 2 0 日に開催された「平成 2 6 年度都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議」において説明及び関係資料を配付しておりますが、この度、平成 2 7 年度文教関係地方財政措置予定（主要事項）及び文教関係東日本大震災関連の財政措置についての措置内容が決まりましたので、別添のとおり関係資料を送付いたします。

なお、平成 2 7 年 2 月 1 8 日に総務省において開催された全国都道府県財政担当課長・市町村担当課長合同会議において、同日付で総務省自治財政局財政課から各都道府県財政担当課、各都道府県市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡「平成 2 7 年度の地方財政の見通し・その他留意事項について」が発出され、来年度の地方財政対策について周知されているところです。

各都道府県教育委員会においては、各施策の把握等の参考にさせていただくと同時に、域内市（区）町村教育委員会に対しても周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

<別添資料>

資料1 平成27年度文教関係地方財政措置予定（主要事項）<新規・拡充関係>

資料2 平成27年度の地方財政の見通し・その他留意事項について（文教関係抜粋）

参考資料 平成27年度地方財政対策のポイント等

資料3 文教関係東日本大震災関連の財政措置の状況

※資料2の全体版は下記ホームページリンク参照。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei02_02000114.html

※文部科学省計上の平成27年度予算案については下記ホームページリンク参照。

http://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/h27/1351663.htm

本件問い合わせ先

大臣官房会計課地方財政室 鈴木、松岡、後藤、野崎

電話03-6734-2926、2924

【補助事業】

◇高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）の充実【拡充】

学年進行で着実に事業を実施するとともに、都道府県の実施状況等を踏まえた対象者数の増、生活保護受給世帯における補助対象の拡大、非課税世帯における給付額の増額を図るために必要な経費を措置。〈普通交付税〉

- ・措置額：約159億円

教育委員会の体制整備の充実

【単独事業】

◇総合教育会議に係る財政措置の充実【新規】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、全ての都道府県・市町村に総合教育会議を設けることとされたことから、教育に関する総合的な施策の大綱の策定をはじめ、総合教育会議の設置・運営など、新規で見込まれる事務経費を措置。〈普通交付税〉

- ・包括算定経費による措置

◇いじめ防止等の対策のための組織の設置に係る財政措置の創設【新規】

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、各都道府県及び市町村の教育委員会に設置される附属機関及び学校に設置される組織の運営に必要な経費を措置。〈普通交付税〉

- ・その他教育費による措置

◇市町村教育委員会における指導体制の充実【拡充】

市町村教育委員会における学校指導体制の強化を目的として、市町村教育委員会の指導主事の配置拡充に要する経費に係る措置。〈普通交付税〉

- ・指導主事：1名増（標準団体規模）※人口10万人規模（指導主事 1名→2名）

◇市町村教育委員会への地方文化財保護審議会設置経費【新規】

文化財保護法の改正による新たな保護対象の拡充等により、専門的な知見の確保が重要となってきたことから、文化財の保存及び活用に重要となる市町村文化財保護審議会における調査審議等の体制整備及び会議開催に必要な経費を措置。

〈普通交付税〉

- ・その他教育費による措置